

別表第1 (確認申請手数料)

a: 延べ床面積(単位: m ²)		確認申請手数料(単位: 円)				
		(1) 確認申請				
建築物	a ≤ 30	法第6条の4に該当するもの		11,000		
		上記以外		21,000		
		構造計算要		30,000		
	30 < a ≤ 100	法第6条の4に該当するもの		18,000		
		上記以外		27,000		
		構造計算要		42,000		
	100 < a ≤ 200	法第6条の4に該当するもの		25,000		
		上記以外		36,000		
		構造計算要		75,000		
	200 < a ≤ 500	法第6条の4に該当するもの		35,000		
		上記以外		65,000		
		構造計算要		95,000		
	500 < a ≤ 1,000				120,000	
	1,000 < a ≤ 2,000				180,000	
	2,000 < a ≤ 3,000				250,000	
	3,000 < a ≤ 4,000				300,000	
4,000 < a ≤ 5,000				350,000		
5,000 < a ≤ 10,000				450,000		
10,000 < a ≤ 20,000				550,000		
20,000 < a ≤ 50,000				650,000		
50,000 < a				1,300,000		
昇降機、昇降機以外の建築設備				20,000		
確認を受けた後の変更に伴う再提出の場合				10,000		
工作物				27,000		
確認を受けた後の変更に伴う再提出の場合				12,000		
(2) 避難安全検証法、耐火・防火区画性能検証法による場合の加算額(単位: 円)						
建築物	床面積の合計(単位: m ²)		避難安全検証法	耐火・防火区画性能検証法		
	a ≤ 2,000		20,000	20,000		
	2,000 < a ≤ 10,000		30,000	30,000		
	10,000 < a ≤ 50,000		45,000	45,000		
	50,000 < a		60,000	60,000		
(3) 確認申請手数料に加算する各手数料(単位: 円)						
建築物	床面積の合計(単位: m ²)	ルート2審査を行う場合	特定天井を有する場合	天空率による場合	構造計算が複数棟ある場合	既存不適格建築物への遡及適用がある場合
	a ≤ 1,000	70,000	150,000	12,000	30,000x(棟数-1)	既存建築物の床面積と増築等床面積を合計した床面積の手数料に
	1,000 < a ≤ 2,000	100,000	240,000			
	2,000 < a ≤ 10,000	150,000				
	10,000 < a ≤ 50,000	180,000				
	50,000 < a	350,000				
(4) 型式部材等製造者認証を受けた建築物の場合の減額(単位: 円)						
建築物	床面積の合計(単位: m ²)					
	a ≤ 500				5,000	
	500 < a ≤ 1,000				10,000	

別表第2 (中間検査・完了検査手数料)

a:延べ床面積(単位:m ²)			中間検査・完了検査手数料(単位:円)			
			(1)中間検査申請	(2)完了検査申請 (中間検査有り)	(3)完了検査申請 (中間検査無し)	
建築物	a ≤ 30	法第6条の4に該当するもの	15,000	16,000	17,000	
		上記以外	20,000	21,000	22,000	
		構造計算要				
	30 < a ≤ 100	法第6条の4に該当するもの	17,000	19,000	21,000	
		上記以外	22,000	26,000	30,000	
		構造計算要				
	100 < a ≤ 200	法第6条の4に該当するもの	24,000	26,000	28,000	
		上記以外	28,000	32,000	35,000	
		構造計算要				
	200 < a ≤ 500	法第6条の4に該当するもの	30,000	40,000	43,000	
		上記以外	50,000	53,000	55,000	
		構造計算要				
	500 < a ≤ 1,000			75,000	85,000	90,000
	1,000 < a ≤ 2,000			100,000	108,000	120,000
	2,000 < a ≤ 3,000			140,000	160,000	180,000
	3,000 < a ≤ 4,000			150,000	170,000	190,000
4,000 < a ≤ 5,000			170,000	200,000	220,000	
5,000 < a ≤ 10,000			200,000	230,000	260,000	
10,000 < a ≤ 20,000			290,000	330,000	360,000	
20,000 < a ≤ 50,000			340,000	400,000	420,000	
50,000 < a			620,000	720,000	790,000	
昇降機、昇降機以外の建築設備					25,000	
工作物					22,000	
(4) 型式部材等製造者認証を受けた建築物の場合の減額(単位:円)						
建築物	床面積の合計(単位:m ²)					
	a ≤ 500		5,000			
	500 < a ≤ 1,000		10,000			

別表第3 (仮使用認定手数料)

床面積の合計			一 般	外構工事完了 既存建築物除却
建 築 物	$a \leq 30$	法第6条の4に該当するもの	32,500	22,000
		上記以外		
		構造計算要		
	$30 < a \leq 100$	法第6条の4に該当するもの	43,500	30,000
		上記以外		
		構造計算要		
	$100 < a \leq 200$	法第6条の4に該当するもの	53,000	35,000
		上記以外		
		構造計算要		
	$200 < a \leq 500$	法第6条の4に該当するもの	87,500	55,000
		上記以外		
		構造計算要		
	$500 < a \leq 1,000$		150,000	90,000
	$1,000 < a \leq 2,000$		180,000	120,000
	$2,000 < a \leq 3,000$			180,000
	$3,000 < a \leq 4,000$			190,000
	$4,000 < a \leq 5,000$			220,000
	$5,000 < a \leq 10,000$			260,000
	$10,000 < a \leq 20,000$			360,000
$20,000 < a \leq 50,000$		420,000		
$50,000 < a$		790,000		
昇降機、昇降機以外の建築設備				
工作物				26,000
仮使用認定(外構工事未完了、既存建築物除却)についての完了検査手数料は一律 28,000円とする。				

別表第4

(建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に係る完了検査申請手数料加算額)

対象床面積 (㎡)	標準入力法			モデル建物法		
	用途分類			用途分類		
	A種	B種	C種	A種	B種	C種
300～1000未満	36,000	31,000	27,000	27,000	22,000	18,000
1000～2000未満	48,000	42,000	36,000	36,000	30,000	24,000
2000～3000未満	72,000	63,000	54,000	54,000	45,000	36,000
3000～4000未満	76,000	66,000	57,000	57,000	47,000	38,000
4000～5000未満	88,000	77,000	66,000	66,000	55,000	44,000
5000～10000未満	104,000	91,000	78,000	78,000	65,000	52,000

※1 用途分類は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1項第一号イの用途で、適合性判定の計算に用いた用途をいう。(下表参照)

※2 他機関で建築物エネルギー消費性能適合判定を受けている場合は上表の2倍とする。

※3 床面積が10000㎡以上の場合は別途見積りとする。

(参考) 建築物エネルギー消費性能等を定める省令第10条第1項第一号イの用途

A種	ホテル等	ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
	病院等	病院、老人ホーム、福祉ホームその他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの
	集会所等	図書館、博物館その他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの 体育館、公会堂、集会場、ポーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、公衆浴場、競馬場又は競輪場、社寺その他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの 映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの
B種	事務所等	事務所、官公署その他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの
	百貨店等	百貨店、マーケットその他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの
	学校等	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校 その他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの
	飲食店等	飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの
C種	工場等	工場、畜舎、自動車庫、自転車駐輪場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの